

社 員 総 会 運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は（以下「この規程」という。）、公益社団法人今治地方観光協会（以下「この法人」という。）定款第 22 条に基づき、社員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 社員総会の招集の手続等

(招集の手続)

第 2 条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 次に掲げる事項
 - ア 社員総会参考書類に記載すべき事項
 - イ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
- (5) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (6) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときは、その旨）
 - ア 役員の選任
 - イ 役員の報酬等
 - ウ 事業の全部の譲渡
 - エ 定款の変更
 - オ 合併

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 37 条第 2 項の規定により会員が社員総会を招集する場合には、その会員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第 3 条 社員総会を招集するには、前条第 2 項の場合を除き、会長は、社員総会の開催日の 2 週間前までに、会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載するとともに、社員総会参考書類及び議決権行使書その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 事業年度の末日現在における会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時社員総会に関して議決権を有する会員とする。

2 臨時社員総会は、招集の通知を発送した日における会員を、議決権を有する会員とする。

第3章 社員総会の開催

(会員等の出席)

第5条 社員総会に出席する会員は、会場の受付において、予め送付を受けた書類又は身分を明らかにできるものの提示等により、その資格を明らかにしなければならない。

2 会員の代理人として社員総会に出席する他の会員又は常時雇用されている使用人は、代理権を証明する書面を提出するとともに会場受付において代理権を有する者であることを確認できるものの提示等により、その資格を明らかにしなければならない。

(会員以外の者の出席)

第6条 この法人の職員は、理事及び監事を補佐するため、会長の指示を受けて社員総会に出席することができる。

第4章 社員総会の議事

(議長の権限)

第7条 議長は、会長がこれにあたり、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 会員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 社員総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(副議長の職務)

第8条 副議長は、議長を補佐するとともに、議事が長時間になった場合等、議長に代わり議事を進行する。

2 副議長は、当該社員総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数の確認)

第9条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に出席した会員数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(出席した会員数)

第10条 前条の定足数の確認及び第16条の採決に当たっては、次の数の合計数を出席した会員数とする。

(1) 出席した会員本人の数

- (2) 代理人を出席させた会員の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した会員の数
(議題の審議順序)

第11条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。
(理事等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題を付議した後、必要と認めるときは、理事に対し、その議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事は、議長の許可を受けた上でこの法人の職員等補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 一般法人法第43条の規定による社員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該会員に議案の説明を求め、理事又は監事に対し上記提案に対する意見を求めるものとする。
(発言の許可)

第13条 会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

- 2 会員の発言の順序は、議長が決定する。
(発言の内容及び時間の制限)

第14条 会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

- 2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときには、会員の発言時間を制限することができる。
(議事進行動議)

第15条 会員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。
(採決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 6 一般法人法第55条各項又は第109条第2項に規定する議案が提出されたときは、書面によって行使された議決権については、調査する者を選任すること又は意見の陳述を求めることに賛成の意思が表明されたものとして取り扱う。

- 7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 8 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決の結果の宣言)

第17条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

(休憩)

第18条 議長は、議事の進行上必要と認めるときには、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第19条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

2 前項の場合、延期会又は継続会の日程及び場所については、決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。

4 延期会又は継続会の日は、当初の社員総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第20条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは継続が決議されたときは、閉会を宣言するものとする。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）第11条の規定により議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその社員総会に出席した会員の中から選任された議事録署名人2名が、記名押印をしなければならない。

3 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に、備え置かななければならない。

(欠席者に対する報告)

第22条 招集権者は、社員総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 社員総会の事務は、この法人の事務局長がこれを行う。

第6章 補則

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、社員総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人今治地方観光協会としての最初の社員総会の日から施行する。